

東浦町 報道機関提供資料

問合わせ

(0562) 83-3111
税務課長 新家達人

2024年10月7日

件名	定額減税補足給付金（調整給付金）の誤支給について
状況	<p>定額減税補足給付金（調整給付金）は、「定額減税補足給付金（調整給付金）支給確認書」（以下、確認書という。）を2024年7月31日（水）に対象者へ発送し、確認書が返送され次第、順次支給をしていましたが、一部、誤支給（給付額の過大支給及び過少支給）していることが判明しました。</p> <p>誤支給があった対象者には謝罪し、過大支給分の返還及び過少分の追加支給を行います。</p>
原因	<p>確認書に記載されている口座情報等をシステム入力する際、本来、変更する必要のない所得税における扶養人数を、一部誤って変更したものがありません。また、給付金支給時の確認作業において、支給対象者数及び給付額の総計のチェックのみで、支給対象者ごとの扶養人数等のチェックが漏れていたためです。</p>
経緯	<p>2024年10月4日（金）に、東浦町が「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実施計画」の内容を内閣府に報告するにあたり、扶養親族を含んだ対象者数を改めて確認したところ、所得税における扶養人数と住民税における扶養人数で差が生じていることが判明し、今回の誤りが発覚しました。</p>
別紙	有 ・ 無
補足	別紙のとおり

誤りの内訳

1 誤りによる影響

- (1) 過大支給 4件 (4名) 2,190,000円 (総額)
(2) 過少支給 1件 (1名) △60,000円 (総額)

2 対象件数等

5件 (詳細は以下のとおり)

所得税分		正	誤	差額
		扶養人数	扶養人数	
過大支給	対象者①	0人	3人	90,000円
	対象者②	0人	4人	120,000円
	対象者③	3人	6人	90,000円
	対象者④	0人	63人	1,890,000円
過少支給	対象者⑤	2人	0人	△60,000円

3 対応状況等

・2024年10月4日(金)夜

東浦町が内閣府への報告書を作成するにあたり、今回の誤りが発覚しました。

・2024年10月5日(土)

対象者全員へ電話にて謝罪するとともに、状況を説明しました。その際、口頭ではありますが、対象者全員から返還または過少分の追加支給について了承いただいております。

なお、これまでに支給したものについて、全件確認したところ、上記「2 対象件数等」の5件以外に誤支給されている事案は確認されませんでした。

・2024年10月7日(月)以降

改めて直接謝罪し、細かな内容や返還方法を説明の上、速やかに過大支給分の返還及び過少分の追加支給を行っていきます。

この度は、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後は、確認書入力時及び給付金支給時におけるチェックを徹底し、適正な給付に努めてまいります。

【問い合わせ先】

東浦町役場 税務課 0562-83-3111 内線122